

## 1. 経営者報告書の作成及び開示の状況

会員・特定業務会員は、顧客資産の分別管理の状況に関して、年1回以上定期的に経営者報告書を作成した上で、監査法人等による外部監査を受検することとなっている。

2022年度の経営者報告書※1の作成及び開示の状況は以下のとおり。

会員・特定業務会員※2	経営者報告書の作成・開示会社※3
277社	209社 (うち209社が外部監査を受検済)

## 2. 分別管理の履行状況

本協会が2022年度の基準日※4現在における会員・特定業務会員の分別管理の履行状況を集約した結果は以下のとおり。

- ・ 分別管理の履行状況に不備なし: 206社
- ・ 分別管理の履行状況に不備あり: 3社(有価証券の分別管理不備、顧客分別金の信託不足)(◆)
  - ◆ 有価証券の分別管理不備については、1社は債券取引に係る自己口から顧客口への振替え漏れが生じたもので、1社は一部の担保有価証券について外部保管機関の顧客口で管理していたもの。
  - 顧客分別金の信託不足については、システム変更時の設定ミスにより生じたもの。
  - なお、上記の不備については、いずれも解消済み。

(※1) 会員・特定業務会員が、法令に従って顧客資産の分別管理をしていたかどうかを表明する文書であり、その写しについて営業所等への備置等による公衆縦覧又はホームページへの表示が義務付けられている。

(※2) 2023年3月末時点の社数。なお、特定業務会員は、クラウドファンディング業者(第一種少額電子募集取扱業務を行う者)に限る。

(※3) 顧客資産の預託を受けていない会員等(63社)及び廃業した会員等(5社)は対象外。

(※4) 各社の経営者報告書において記された基準日。